



【「外国 PEPs」とは】

下記に該当する場合は「外国 PEPs」となります。

1. 外国において、下記に相当する地位や職にある方。

- (1) 国家元首
- (2) 大臣（内閣総理大臣、国務大臣、副大臣など）に相当する職
- (3) 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、参議院副議長などに相当する職
- (4) 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、政府全権委員などに相当する職
- (5) 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において、国会の議決又は承認を経なければいけない法人の役員
- (8) 過去において、上記(1)～(7)のいずれかにあった方

2. 上記 1 に該当するご家族（外国 P E P s に含まれることとなる家族は以下となります。）

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）
- (2) 父母
- (3) 子（実子以外の子も含む）
- (4) 兄弟姉妹
- (5) 配偶者の父母

3. 上記 1 または 2 が実質的支配者である法人

※外国 PEPs の対象には、国連等の国際機関（条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体）、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

※退任後の経過期間の定めはありません。

※2016年10月施行の犯罪収益移転防止法改正に伴い、外国 PEPs との取引に際し、厳格な取引時確認が必要になります。